

農家の皆さんへ



水田活用の直接支払交付金（水活）5年水張りルールの変更

令和9年度から水田政策を見直します

<見直しの方向>

水田を対象として支援する水活を、作物ごとの生産性向上等への支援に転換

- ・ 令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めません
- ・ 令和7、8年度は、水稻の作付可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とします

◆ 現行の「水張りルール」を変更とは

現行ルール		変更後ルール
令和4年～8年度の間に行うこと		
水稻の作付 又は		水稻の作付 又は
1か月以上の水張り かつ 連作障害により収量低下の発生が確認されないこと		1か月以上の水張り 又は 連作障害を回避する取組

- 注) 1 令和4～6年度に水稻の作付又は1か月以上の水張りに取り組んだ場合は、令和7年度又は令和8年度において水張り又は連作障害回避の取組は必須ではありません
- 2 1か月以上の水張りを実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととしています

◆ 連作障害を回避する取組とは

- 土壌改良資材、有機物（たい肥、もみ殻を含む）の施用
- 土壌に係る薬剤の散布
- 後作緑肥の作付け
- 病害虫抵抗性品種の作付け
- その他 地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組



農家の皆さんへお知らせです

水田活用の直接支払交付金 5年水張りルールの変更

◆具体的にはどのような取組？（参考事例）

1 最適な土づくり



- ・適正なpHバランスにするために苦土石灰を施用
- ・排水性を確保するため有機物を施用など

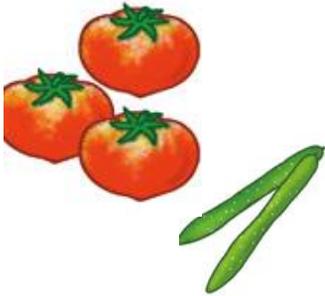
2 土壌への薬剤散布



- ・センチチュウ対策として作付前に薬剤を使用して土壌燻蒸を行う

など

3 異なる作物を育てる（輪作）



- ・異なる栄養素を必要とする作物や異なる病害虫の作物を定期的に組み合わせて栽培する

など

4 地域再生協議会等の判断



- ・地域再生協議会等と連作障害回避の取組として判断できるか相談する

5 後作緑肥の作付け

6 病害虫抵抗性品種の作付け

◆連作障害回避の取組の確認方法

<農業者の皆さんへのおお願い>

「連作障害を回避する取組」行ったことの根拠資料として、

- ・取組を講じたことが分かる書類（作業日誌、栽培管理記録簿等）**や**
- ・当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）を保管し、地域農業再生協議会の求めに応じて提出できるようにしておいてください

関東農政局 生産部 生産振興課

☎048-740-0408

長野県拠点 経営所得安定対策チーム

☎026-234-5575

茅野市地域農業農業再生協議会 事務局

☎0266-72-2101

（内線403）